

第 2 回座間味村議会臨時会

第 1 日 目

8 月 6 日

令和6年第2回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 6 年 8 月 6 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和6年8月6日 午前10時00分 議長宣言		
	閉 会	令和6年8月6日 午前10時37分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	又 吉 文 江	6 番	宮 平 清 志
	2 番	西 田 吉 之 介	7 番	宮 平 喜 文
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 秀 克		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	3 番	垣 花 太 郎	5 番	中 村 秀 克
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 和 茂	臨 時 書 記	
	副 村 長	宮 平 真 由 美		
	総 務 課 長	松 田 力		
	住 民 課 長	石 川 聖 子		
	船 舶 ・ 観 光 課 長	仲 宗 根 寛		
	及 び 氏 名			

令和6年第2回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和6年8月6日午前10時00分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第40号～議案第41号まで）
4	議案第40号	専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第2号））
5	議案第41号	専決処分の承認について（令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号））
6	発議第3号	相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議
7	発議第4号	相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書

○ 議長（宮平喜文）

ただいまから令和6年第2回座間味村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 垣花太郎議員及び5番 中村秀克議員を指名します。

日程第2．会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3．議案第40号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第2号））から議案第41号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号））までの提出議案の一括説明を求めます。宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

先ほど議長からお話がありました、村長のほう、次年度の予算の要請を行っておりまして上京中ですので、代わりまして私のほうで説明をさせていただきます。

議案第40号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和6年8月6日提出

座間味村長 宮 里 哲

座間味村告示第14号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度座間味村一般会計補正予算第2号（別紙）

【専決処分理由】

6月中旬の断続的な大雨の際、阿嘉クリーンセンター施設内の側溝に大量の土砂が流れ込み、水はけが悪く生ごみ処理機が浸水で故障してしまった。側溝清掃の為、周辺の廃棄物を処理する必要があり、さらに座

間味クリーンセンターの小型焼却炉が不具合で塵芥処理に支障をきたしているため修繕が必要となった。

また、令和6年度重点支援地方交付金の給付金・定額減税一体支援枠に係る給付金（調整給付）の実施予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分をする。

令和6年7月19日

座間味村長 宮 里 哲

令和6年度座間味村一般会計補正予算（第2号）

令和6年度座間味村一般会計の補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,659千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,873,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年7月19日

座間味村長 宮 里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		102,659	6,050	108,709
	2 国庫補助金	69,109	6,050	75,159
17 繰入金		165,848	20,609	186,457
	2 基金繰入金	51,756	20,609	72,365
歳入合計		1,846,677	26,659	1,873,336

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		465,161	6,050	471,211
	1 総務管理費	412,518	6,050	418,568
4 衛生費		156,023	7,292	163,315
	2 清掃費	71,466	7,292	78,758
13 諸支出費		55,473	13,317	68,790
	2 公営企業費	55,473	13,317	68,790
歳出合計		1,846,677	26,659	1,873,336

議案第41号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めらる。

令和6年8月6日提出

座間味村長 宮里 哲

座間味村告示第15号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算第2号（別紙）

【専決処分理由】

村内航路みつしまの岩礁接触事故に関する修繕費用等が生じたため早急に予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分をする。

令和6年7月19日

座間味村長 宮里 哲

令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度座間味村船舶事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度座間味村船舶事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入		
第1款	船舶運航事業収益	983,371千円	13,317千円	996,688千円
第2項	営業外収益	264,253千円	13,317千円	277,570千円
	支	出		
第1款	船舶運航事業費用	897,733千円	13,317千円	911,050千円
第1項	営業費用	853,855千円	13,317千円	867,172千円

第3条 予算第11条中「44,343千円」を「57,660千円」に改める。

以上です。

○ 議長（宮平喜文）

これで提出議案の説明を終わります。

日程第4．議案第40号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第2号））を議題にします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

おはようございます。今日はよろしく願いいたします。議案第40号について伺います。阿嘉のクリーンセンター施設内で大雨のために浸水したということですが、写真とかはないんですか。私、阿嘉のクリーンセンターは見たことがないんですけれども、座間味はよく見学には行くんですが、この状況がどういう状況だったか。実際の写真があればなお承認するに当たっていいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

おはようございます。今日もよろしく願いいたします。申し訳ありません。写真のほうを添付しておりませんでした。後でお渡ししたいと思っております。よろしいでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

7ページの衛生費の11節需用費に関して、クリーンセンター修繕費というのは、これはどこの修繕費を言っているのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

まず阿嘉のクリーンセンターの生ごみ処理機が33万円、もう一つが座間味クリーンセンターの小型焼却炉の修繕が6万5,000円となっております。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

おはようございます。よろしく願いします。クリーンセンターですね、立地等から今よく言っていますが、ちょっとセンターの建物内側、ちょっと落ち込んだ、くぼんだ状態でありますので、普通から水はけが悪いというかたまりやすい。それで側溝が詰まったということですが、非常事態用の排水ポンプとか設備が必要じゃないかなと思いますけれども、これから今後とも起こり得る可能性があると思いますけれども、そういう点に関して、役場職員から慶留間区に水中ポンプがあるけれども貸してくれないかという問合せもあったんですけれども、使ったかどうか分かりませんが、ありますよと、区長に聞いてくださいということを行ったんですが、やっぱりそういう非常事態に対して排水ポンプとかの設置は必要じゃないか

と思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

石川聖子住民課長。

○ 住民課長（石川聖子）

御意見ありがとうございます。非常事態に備えてそういったポンプですとか設備ができるように検討したいと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

よろしく御検討お願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第2号））について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第40号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村一般会計補正予算（第2号））については、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第41号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号））について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

おはようございます。3ページ、備考の下のほうで宜野湾マリーナ使用料、何日ぐらいを想定しての予算でしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

こちらの予算は3か月を予定してこの予算を組んでおります。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

じゃあ単純に66万円割る3をすれば1か月分22万円という計算ですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

停泊料であったりとか、上架とか下架にも別途お金がかかりますので、そちらも含まれた金額となっております。

○ 議長（宮平喜文）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

おはようございます。よろしく申し上げます。一般会計繰入金から1,300万円の予算ですけれども、船舶は独立した会計だと思んですが、自分たちの船舶の現金からの支払いではなく、繰入れになった経緯をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

現在、公会計に船舶は移行しているんですが、やはりこの分が実質の予算が組めないということで一般から公営企業債に繰り出しということで計上しております。この分の船舶事業に関しても今予算はかつかつで、充当する予算がないということで一般からの補填として繰り出ししているところです。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

ということは、今、船舶にお金がない状態。この航路会計が独立しているんですけれども、この修理が終わったこの1,300万円というのは、その収益、今後上がるであろう収益からまた払い戻しがされるのか確認しておきたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

松田 力総務課長。

○ 総務課長（松田 力）

公営企業会計になる前もそうなんですが、基本公営企業から黒字となったときには、前もですね、赤字航路となったときは国からの補助、県からの補助、一般会計からの補助とかがありましたので、黒字に当然転じたときには、それを分かりやすい形で返してもらい、そういう手続は行う予定です。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

船舶の保険について、その保険の内容を説明していただきたいんですけれども。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今回のみつしまの保険の内容につきましては、まず人身、あと船と船同士がぶつかった際の保険の適用ということで、今回の実損事故に関しては保険の適用がない状況となっております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これは今後いろんな問題が起きると思うんですけども、それについてですね、やっぱりどのような形で、事故が起きるとまた大変なことになりますので、どういうふうに処理していくのか。また今後どういうふうに保険を入れていくのかというのをですね、今後そういうことのないような形で、どういう形で保険を、また新たな保険を入れていくのか、その辺がまだこっちとしては見えていないような状況ですが、どのような形でやっていく予定ですか、お聞きしたいです。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今回の補正でも入れているとおり、保険変更ということで19万4,000千円を計上させていただいております。こちら修繕が終わり次第、保険屋さん立会いの下、実損事故に対しても対応できるような保険の内容に変更したいと考えております。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

話は変わりますが、船長に関して業務上過失になるのか、船長の責任は全くないのか、その辺についてお聞きしたいです。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

過失については、先月までに私、船長を含め、3回海上保安庁のほうに呼び出しがありました。過失等については海上保安庁が決定することになると思いますが、まだ今のところ連絡は入っておりません。

○ 議長（宮平喜文）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

じゃあそれが終わり次第、またそういう過失はどうするかということになってくるかと思いますが、またそのときに報告してください。よろしくお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

保険についてお伺いいたします。船舶不稼働損失保険というのはかけてはなかったんですね。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

はい、かけていないです。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これがかかっていたら運航ができないときの、稼働できないときの保障とか、そういうのも網羅した保険があるんですけども、保険金は多分高額にはなるかなと思うんですけども、実際こういう事故が起きて、今回1, 331万円という損失、支払いが税金から、村民のお金から出るということになったんですけども、最初からそういう保険に関してもそこまで網羅している保険を定期航路であればかける必要があったのかなと思うんですけども、それについてお答えをお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

御提案ありがとうございます。この保険に関して内容を知りませんので、調べて早急に検討したいと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

修繕の内訳ですね、ここには大きく船底塗料等としか書かれていないんですけども、実際どれぐらいの事故でどういう内容、内訳が分かれば教えてください。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

修繕の内容としましては、まず部品ですね、左舷のシャフト、舵、プロペラが新品のものを発注しております。あとそれに伴うFRP工事、船体からシャフト等が出ていますが、その一部を切り取って、またセッティングして、またFRPで巻いていくという工事が主になっております。

○ 議長（宮平喜文）

5番 中村秀克議員。

○ 5番（中村秀克議員）

これはシャフトとエンジンがダイレクトにつながっているんですけども、エンジンに対しての損傷というか、エンジンには異常がなかったのか。右舷側は大丈夫なのか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

左舷のエンジンに関しては、多少のギアの修繕が必要となっております。右舷に関しては全然問題ない状態となっております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

事故が起きた場所、あそこは浅瀬ということを知っています。新しいみつしまになって喫水の部分でまたそこを通るのであれば、そういう事故が起きるのかなという不安も村民にはあります。その点についてどういいう見解を持っているのか。あの場所を通ることに関して説明をお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

事故に関してですが、事故後船長とは定期的に安全確認、船体、船の状態だったり航路の状態を確認しているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

詳細は多分まだ海上保安庁等の取り調べがあると思うんですけども、前のみつしまでいつも通っていた場所を通して、潮の満ち引きはあるんですけども、いつも通っていた場所でそういうことが起きたのかどうかお聞きしたいんですけども。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

事故当初は、いつも通っている場所より左舷よりに航行していたということを聞いております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

船舶で新しいみつしまを直して、再運航までのめどってどれぐらいになりますか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今現在修繕中で、今週で修繕が終わる予定となっております。その後、J C Iの検査とか総合事務局の認可等、変更申請等がありますので、早くて8月19日の週から再開できればと思っております。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

それに当たって、新しく修理したみつしまについての人員というか、これまでどおり1名体制の船長で行うのか、2名体制にするのか、その辺はどういう対策で、対応で行くのかをお伺いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

やはり船体がだいぶ大きくなっていますので、今2名体制で行えたらいいなと思うところで、人を探しているところであります。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

8月19日の週から検討しているということですが、それまでに2名がそろわない、体制が、例えば休みも入れたりするとなかなか難しいと思うんですけども、その場合でももし万が一、1名でも運航させる考えですか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今のところ2名乗船できるようになってからの再開を考えております。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

これはもう募集はかけているのでしょうか。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

このもう1名の乗組員についても、今総合事務局に問合せをしまして、やはり造船履歴だったりそういうのが必要ということなので、今総合事務局と調整しているところであります。なので、募集はまだ行っておりません。

○ 議長（宮平喜文）

1番 又吉文江議員。

○ 1番（又吉文江議員）

今のお答えでまだ募集は行っていないということで、8月19日就航予定ということはもう本当に日にちはない。8月19日から本当に就航ができるのか、それをお願いいたします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

もう1名の乗組員の確保次第になってきますので、もし人選が間に合わなければ後ろにずれていくかと思えます。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

その2名体制運航になっていく中で、実際今みつしま運航にどれぐらい人員が足りていないですか。もう十分に必要な定員というか、乗組員は何人ぐらいが最適になるのか、何人ぐらい足りていないのか、具体的に分かればお願いします。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

今回の新みつしまについては、乗組員は通常2名が適切だという大きさになっております。今船長を交替交替で2名船員としているんですが、あと監視員というんですか、そういう方を2名雇って毎日2名体制での運航を考えています。

○ 議長（宮平喜文）

2番 西田吉之介議員。

○ 2番（西田吉之介議員）

今使っている前のみつしま、あれは前回と同じように処分の対象になっていきますか。それとも置いておいて万が一のときに備えてキープしておくのか。なぜかという、みつしまを利用される方がどんどん増え

てきて、現みつしまも定員数が決まっている中で、これまでにない阿嘉から朝一のみつしまで工事人だとか観光客とかが乗ると、役場職員が乗っていないとか。結局業務に支障を来しているのも事実ですけども、またみつしまが事故を起こしたときに、代替りの船をとお願いしたけれども、それも本来はやっちゃだめなことだということである。いろいろトラブルが続出した経緯がありますので、今のみつしまを今後どうするか、検討されているのか伺いたいと思います。

○ 議長（宮平喜文）

仲宗根 寛船舶・観光課長。

○ 船舶・観光課長（仲宗根 寛）

旧みつしまを今後どうするかというところはまだ検討しておりません。

○ 議長（宮平喜文）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第41号 専決処分の承認について（令和6年度座間味村船舶事業会計補正予算（第2号））については、原案のとおり承認されました。

日程第6. 発議第3号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議について議題とします。

抗議決議については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

この採決は起立によって行います。発議第3号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

賛成多数です。したがって発議第3号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議については、原案のとおり可決されました。

発議第3号

令和6年8月6日

座間味村議会

議長 宮平喜文 殿

提出者 座間味村議会
議員 中村秀克
賛成者 座間味村議会
議員 西田吉之介

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する抗議決議

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵長が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが今年6月の報道により発覚した。少女への性的暴行という極めて重大事件にもかかわらず3月27日の起訴から約3か月もの間、外務省、沖縄防衛局及び沖縄県警等は、沖縄県に対し情報提供がなく公表していなかったことも明らかになった。

さらに5月26日、在沖米海兵隊上等兵による性的目的の女性暴行致傷事件が発生し、令和5年1月から令和6年5月末までの間に性的暴行事件がほかに4件存在することが新たに判明した。これだけにとどまらず、今月4日には米海兵隊員による女性へのわいせつ行為の疑いで現行犯逮捕されるなど、短期間でこれだけの性犯罪が続くことに対し、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に県民の怒りが広がっている。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な行為であり、日米両国の法と正義に照らしても、断じて許されるものではなく、満身の怒りをもって抗議するものである。

沖縄県民はこれまでも在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱え、このような事件が発生するたびに幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきたが、またしてもこのような凶悪事件が相次いで発生したことは、米軍の管理体制や隊員に対する人権教育の取り組み姿勢だけでなく、組織の人権意識に問題があると言わざるを得ない。

よって、座間味村議会は、県民の生命、財産、人権を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、二次的被害の防止を徹底すること。
- 3 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を県民に示すこと。
- 4 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を取ること。

5 米軍構成員等の特権的に扱う日米地位協定の技本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

以上、決議する。

令和6年8月6日

沖縄県座間味村議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使
在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事

日程第7. 発議第4号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書について議題とします。

意見書については、お手元にお配りしたとおりです。朗読は省略します。

この採決は起立によって行います。発議第4号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

賛成多数です。したがって発議第4号 相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

発議第4号

令和6年8月6日

座間味村議会

議長 宮平喜文 殿

提出者 座間味村議会
議員 又吉文江
賛成者 座間味村議会
議員 垣花太郎

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

相次ぐ米軍構成員等による女性への性的暴行事件に関する意見書

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵長が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り、性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交等の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが今年6月の

報道により発覚した。少女への性的暴行という極めて重大事件にもかかわらず3月27日の起訴から約3か月もの間、外務省、沖縄防衛局及び沖縄県警等は、沖縄県に対し情報提供がなく公表していなかったことも明らかになった。

さらに5月26日、在沖米海兵隊上等兵による性的目的の女性暴行致傷事件が発生し、令和5年1月から令和6年5月末までの間に性的暴行事件がほかに4件存在することが新たに判明した。これだけにとどまらず、今月4日には米海兵隊員による女性へのわいせつ行為の疑いで現行犯逮捕されるなど、短期間でこれだけの性犯罪が続くことに対し、女性の尊厳と人権を踏みにじる蛮行に県民の怒りが広がっている。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与えることのみならず、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な行為であり、日米両国の法と正義に照らしても、断じて許されるものではなく、満身の怒りをもって抗議するものである。

沖縄県民はこれまでも在沖米軍構成員等による事件・事故にさいなまれ、米軍基地負担の重圧に苦しんできた歴史を抱え、このような事件が発生するたびに幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れてきたが、またしてもこのような凶悪事件が相次いで発生したことは、米軍の管理体制や隊員に対する人権教育の取り組み姿勢だけでなく、組織の人権意識に問題があると言わざるを得ない。

よって、座間味村議会は、県民の生命、財産、人権を守る立場から、今回の事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 被害者への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 被害者への丁寧な精神的ケアを行うとともに、二次的被害の防止を徹底すること。
- 3 米軍構成員等の綱紀粛正の徹底及び夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策を県民に示すこと。
- 4 米軍構成員等による犯罪事案については、今後、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつ、沖縄県及び関係市町村への迅速な通報ができるよう、日米合同委員会等において調整を行い、確実な措置を取ることに。
- 5 米軍構成員等の特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引き渡し条項を早急に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年8月6日

沖縄県座間味村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣

外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官 沖縄及び北方対策担当大臣

警察庁長官 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和6年第2回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会（午前10時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 宮 平 喜 文

署名議員 垣 花 太 郎

署名議員 中 村 秀 克